

日欧EPA交渉妥結 メガFTA、19年にも発効へ

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したアラートは、
下記サイトからご覧になれます。

www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html

概要

2017年12月8日に行われた日本の安倍首相とEUのユンケル欧州委員長の電話会談において、日本とEUの経済連携協定(EPA)の交渉妥結が確認されました。今後、日本及びEUは協定文のテキストを整える「リーガル・スクラブ」の作業を経て、双方での署名・批准手続に入ることとなります。

これにより、総人口6.4億人、世界のGDPの約28%、世界貿易の約37%の広範な経済圏をカバーするEPAがいよいよ発効に向けて動き出します。

日欧EPAには、物品・サービス貿易のみに留まらず、非関税措置並びに地理的表示(GI)及び知的財産権の保護など幅広い分野が盛り込まれていることから、発効後は日本及びEUの企業に大きな影響を及ぼすこととなります。

最近発表された事項

2017年7月の大枠合意時に、関税引下げの概要については公表されました¹が、原産地規則については具体的な発表はありませんでした。

しかし、11月2日にアップデートされた外務省経済局発行の「日EU経済連携協定(EPA)に関するファクトシート²」では、日欧EPAでは、原産品の累積と生産行為の累積の双方が利用可能な完全累積制度を採用するほか、輸出時の原産地証明書の取得手続きが不要となる自己申告制度を採用することが初めて明記されました。

1 Japan Tax Alert, 2017年7月10日発行「日欧EPA大枠合意 広範な関税削減に期待」

2 外務省「日EU経済連携協定(EPA)に関するファクトシート」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000270758.pdf>)

加えて、2017年12月8日のEUの発表資料³によれば、7月の大枠合意以降、以下の分野で実務的な議論が行われた模様です。

- ▶ 関税及びサービスの譲許
- ▶ GI(地理的表示)の保護
- ▶ 規制協力
- ▶ 貿易を通じたパリ協定へのコミットメント強化

同資料によれば、投資分野のみ引き続き交渉が継続されるものの、EUは2019年までの協定発効を目指すとしています。しかしながら、EPA締結の可否につき、欧州議会での承認に加えて、EUに排他的権限が与えられている関税以外の分野に関しては、全加盟国の各国により異なる批准手続が必要なることから、EUの思惑通りに発効されるかは不透明な状況です。

求められる企業の対応

2019年にも予定されている日欧EPAやTPP11の発効により、企業は今まで以上にEPAの恩恵を享受できることとなります。

3 European Commission, "EU and Japan finalise Economic Partnership Agreement", <http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1767>

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

大平 洋一

パートナー

yoichi.ohira@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2017 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20171213

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp